

やつしろ国際協会規約

(名称等)

第1条 この会は、やつしろ国際協会(以下、「協会」という。)と称する。

2 協会は、令和3年7月18日に設立する。

(目的)

第2条 協会は、日本人市民と外国人市民との相互交流の活発化や市民の国際理解の深まりを通じて、官民一体となった地域の国際化推進及び多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)多文化共生の推進に関する事業
- (2)国際理解及び国際協力の啓発推進に関する事業
- (3)異文化交流の機会の創出に関する事業
- (4)その他、目的達成に必要な事業

(会の構成及び会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する会員で構成する。

2 会員は、所定の入会手続きを経た個人、法人及び団体とする。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1)所定の退会手続きを経て退会したとき
- (2)会員本人が死亡したとき、または会員である法人もしくは団体が消滅したとき
- (3)除名されたとき
- (4)会費を滞納したとき

(除名)

第6条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1)協会及び会員の名誉を傷つける行為をしたとき
- (2)協会の事業を妨げる行為をしたとき
- (3)協会の信用を失わせるような行為をしたとき

(役員)

第7条 協会に、次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	2 人以下
理 事	若干名
監 事	2 人

- 2 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
 - (1)補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - (2)役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでの期間は、その職務を行う。
- 4 役員は、無給とする。
- 5 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1)会長は、協会を代表し、会務を総括する。
 - (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (3)理事は、理事会を構成し、協会の運営及び業務の執行にあたる。
 - (4)監事は、協会の会計及び業務を監査する。

第7条の2 会長は、その専決により予算の補正、流用及び予備費の充用をすることができる。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、年1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - (1)事業計画及び収支予算
 - (2)事業報告及び収支決算
 - (3)規約の制定及び改廃
 - (4)役員の選任
 - (5)その他の重要事項
- 3 総会において、報告する事項は次のとおりとする。
 - (1) 予算の補正、流用及び予備費の充用
 - (2) 理事会の専決事項
- 4 総会は、委任状を含め、会員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 5 総会の議長は、会長又は会長が指名した者とする。

(理事会)

第 9 条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

2 理事会は、役員をもって構成する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1)協会の事業執行に関する事項

(2)総会に提出する議案に関する事項

(3)第 8 条第 2 項第 5 号に規定する重要な事項であつて、総会の審議に付する時間的
余裕がないもの

(4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 理事会は、委任状を含め、理事会構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

5 理事会の議長は、会長又は会長が指名した者とする。

(部会)

第 10 条 協会に、事業を具体化し遂行するため次の部会を置く。

(1) 学習交流部会

(2) 共生支援部会

(3) 広報部会

2 各部会長は理事をもってあてる。

(経費)

第 11 条 協会の経費は、年会費、負担金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第 12 条 会員は、別に負担金を納入する者を除き、毎年度所定の納期までに会費を納入しなければならない。

2 会費は、次の額とする。

(1)個人会員 一口 1,000 円

(2)法人・団体会員 一口 5,000 円

(3)学生会員(学生証を有する者) 一口 500 円

3 年度途中に会員資格を喪失した場合、納入済の会費については返却しない。

4 年度途中の入会であっても会費を納入しなければならない。ただし、当該年度の 1 月 1 日以降に入会した者については、翌年度からの納入とする。

(事業年度)

第 13 条 協会の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 14 条 協会は、当分の間、事務局を八代市役所内に置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任命する。

(所在地)

第 15 条 協会は主たる事務所の所在地を八代市松江城町 1 番 25 号に置く。

(雑則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協会の組織及び運営について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 7 月 18 日から施行する。

2 協会の設立当初の役員は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の選任によるものとし、その任期は同第 3 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3 協会の令和 3 年度における事業計画及び収支予算は、第 8 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 協会の設立当初の事業年度は、第 13 条の規定にかかわらず、この規約施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この規約は、令和 4 年 5 月 22 日から施行する。